無利息型普通預金

2021年4月1日現在

項目	内容
商品名	無利息型普通預金(決済用預金)
販売対象	・個人、法人、権利能力なき社団・財団、任意団体等
期間	• 期間の定めはありません。
預 入	
(1)預入方法	• 随時預入
(2)預入金額	• 1円以上
(3)預入単位	• 1円単位
払戻方法	・随時払戻します。
利息	• 無利息
税金	無利息のため税金はかかりません。
手数料	キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当組合が定める手数料をいただきます。
	※詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください。
付加できる 特約条項	・個人のものは「総合口座」による当座貸越ができます。
	当座貸越は担保定期預金の90%最高200万円まで利用可(1,000円未満切捨て)
	貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.8%を上乗せした利率となります。
	マル優の対象商品ではありません。
中途解約時の取扱い	
金利情報の入手方法	_
苦情処理措置• 紛争解決措置	・別表(※)の通り受付しております。
	※別表「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」
その他参考となる事項	・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、
	クレジット等の自動支払いにご利用いただけます。
	・普通預金(または総合口座)から無利息型普通預金に変更された場合、
	変更までに付利する普通預金利息は変更日にお支払いします。
	・預金保険制度の対象預金であり、全額保護されます。
	≪決済用預金の定義(預金保険法第51条の2第1項)≫
	①利息が付されていないものであること
	②預金者がいつでも払戻しを請求できること
	③決済サービスを提供できること 以上3条件を満たす預金をいいます。